

平成24年3月

会員各位

横浜植物防疫協会

「賦課金(輸入)徴収金額の減額」について

拝啓 早春の候、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

また、日ごろは当協会の業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、協会の運営は、平成13年度以降、取扱数量の減少等、取り巻く環境の変化により、非常に困難な状況に陥りました。そのため、平成16年度、17年度の2回に亘り、過去に減額した賦課金を元に戻した経緯があります。

その後、平成21年度から定年到達者と退職者の増加に依る人件費の減に加え、事務所移転による大幅な固定経費の減少を図ることが出来ました。このような状況の中で、協会運営は順調に回復し、財務状況も安定化してまいりました。

つきまして、会員各位への還元を図ることを目的に、平成23年度上期理事会の承認を得て、「賦課金(輸入)徴収金額の減額」について、下記内容の通り実施させていただくことになりました。

しかしながら、ご承知のとおり、協会運営は手持ちの資金を十分に所有しないことを背景にしております。今後、協会運営に変化が生じた場合に迅速に対応できるよう、今回は「会費・賦課金等徴収規定」の改定ではなく、賦課金(輸入)請求額に対する減額でありますことを何卒、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 1. 減額内容 | 賦課金(輸入)の請求額に対して10%減額 |
| 2. 実施期日 | 平成24年4月請求分より |
| 3. 対象項目 | 移管・検査申請費、検査立会費、消毒立会費 |

尚、料金のお問合せにつきましては、業務グループ 小村、猪又までお願いします。

(TEL) 045-211-2290、2293

(FAX) 045-201-1596

以上